

2050年度ゼロカーボンシティの実現に向けた  
福島市と国立大学法人福島大学の連携に関する協定書

福島市(以下「甲」という。)と国立大学法人福島大学(以下「乙」という。)は、既に相互友好協力協定を締結し、各般にわたり連携した取組を進めているが、福島市の2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた取組に特化し、より緊密かつ具体的な連携を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が緊密かつ具体的に連携協力し、ゼロカーボンシティの実現に向けた今後の更なる再生可能エネルギー・水素の利活用促進とそれに関連した課題解決を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1)研究に関すること
  - (2)人材育成に関すること
  - (3)普及啓発に関すること
  - (4)産学官連携に関すること
  - (5)再生可能エネルギー・水素の利活用促進に関連した課題解決に関すること
  - (6)その他、協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、共創して実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(変更及び解除)

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第5条 甲と乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と社会的に非難されるような関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1)脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3)その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定の締結及び協力の検討並びに実施において知り得た他の当事者の秘密情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は理由を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月1日

甲 福島県福島市五老内町3番1号  
福島市長

木幡 浩

乙 福島県福島市金谷川1番地  
国立大学法人福島大学  
学長

三浦 浩喜